

日社福士2019-232

2019年7月4日

法務大臣 山下 貴司 殿

日本司法支援センター 理事長 板東久美子 殿

公益社団法人日本社会福祉士会
会長 西島 善久



要望書

平素よりお世話になっております。

公益社団法人日本社会福祉士会は、人びとの尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

本会は、弁護士等と連携し、罪に問われた高齢者や障害者等の福祉的支援を必要とする方への支援を行っております。

本会の活動の一つとして、都道府県社会福祉士会と弁護士会等が連携し、福祉的支援が必要な方には弁護人による調整・協力のもと面談し、各種情報の提供を受けてアセスメントを行い、本来必要な環境となるよう助言するほか、本人の意思確認を行いながら更生支援計画書を作成し、刑事裁判においては情状証人として証言をするなどの活動を行っております。当該活動は福祉的支援を必要とする方の権利擁護にとって非常に重要な活動であり、着実に各地に広まっており、さらに活動が広がるよう、本会においても尽力するつもりでおります。

上記のような活動には課題も山積しており、その一つが活動に対する費用の負担です。社会福祉士が上記の活動をするに当たり、費用を支出する制度的な担保がなされていないところです。都道府県によっては、弁護士会が社会福祉士の活動に対し費用を支出する制度を備えているところもありますが、現状、社会福祉士の大半が報酬を受け取ることなく、活動しているところです。

罪に問われた高齢者や障害者等に対する福祉的支援は、彼らの人権擁護に必要不可欠と考えられます。本会は、こうした活動を継続、普及していくために、上記活動にかかる費用や弁護士会等との連携費用に関する制度的担保の必要性をご理解いただき、適切な支援を提供する予算を確保いただき、法テラス等において費用を支弁する制度の構築に取り組んでいただきたくお願いする次第です。

以上のとおり要望いたします。

以上